

令和 8 年度 水 道 事 業

工 事 仕 様 書

飯能市

工 事 番 号									
幹 線 名 路 線 名 等									
工 事 名		小岩井取水場取水ポンプ等交換工事							
工 事 場 所		飯能市大字小岩井地内(小岩井取水場)							
工 事 概 要		取水ポンプ交換(90kw) 1台 電動式仕切弁交換(φ250) 2台							
工 事 費			工事価格		消費税相当額		工事費合計		
		変 更	円		円		円		
		当 初	円		円		円		

工 事 名: 小岩井取水場取水ポンプ等交換工事

本工事費内訳書								
費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
	機械設備工							
		機器費	取水ポンプ	台	1			
			φ250電動外ねじ仕切弁	台	2			
			機器費計					
		直接工事費						
			輸送費	式	1			第1号明細書
			小計					
			直接材料費	式	1			第2号明細書
			小計					
			補助材料費	式	1			
			小計					
			材料費計					
			一般労務費	式	1			第3号明細書
			機械設備据付労務費	式	1			第4号明細書

工事名: 小岩井取水場取水ポンプ等交換工事

本工事費内訳書								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
			労務費計					
			複合工費	式	1			第5号明細書
			機械経費	式	1			
			直接経費計					
			仮設費(率)	式	1			
			仮設費計					
			直接工事費計					
		間接工事費						
			共通仮設費(率)	式	1			
			準備費(積上)	式	1			第6号明細書
			小計					
			現場管理費	式	1			
			小計					
			据付間接費	式	1			
			小計					

工 事 名: 小岩井取水場取水ポンプ等交換工事

第2号 明細書

直接材料費

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
φ 250急閉式逆止弁		台	2			
φ 250SUS配管		式	1			
配管接合材		式	1			
計						

工 事 名: 小岩井取水場取水ポンプ等交換工事

第3号 明細書

一般労務費

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
取水ポンプ撤去据付工		台	1			
電動式仕切弁撤去据付工		台	2			
逆止弁撤去据付工		台	2			
ルーズ管撤去据付工(φ250、SUS)		個	3			
電動仕切弁基礎はつり・復旧作業		箇所	2			
計						

工事名: 小岩井取水場取水ポンプ等交換工事

第4号 明細書

機械設備据付労務費

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
取水ポンプ撤去据付工		台	1			
電動式仕切弁撤去据付工		台	2			
逆止弁撤去据付工		台	2			
計						

小岩井取水場取水ポンプ等交換工事

特記仕様書

令和8年度

飯能市上下水道部水道工務課

目次

第1章 一般共通事項

第1節 総則

第2章 工事施工仕様

第1節 一般事項

第2節 撤去品の処分

第3章 特記事項

第1節 工事概要

第2節 対象機器

第3節 主要材料

第4節 工事内容

第5節 工事上の注意

第1章 一般共通事項

第1節 総則

1. 全ての工事は、建設工事請負契約約款、設計図書及び本特記仕様書により、監督員（飯能市上下水道部職員（以下「発注者」という。））の指示に従い施工するとともに、水道施設の工事であることを十分に認識して工事を施工しなければならない。
2. 本工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」、「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」、「電気設備工事施工監理指針」、「機械設備工事施工監理指針」等の最新版に準拠するものとする。
3. 受注者は契約締結後直ちに工事着手届、工事工程表、現場代理人等通知書を指定の様式により、提出しなければならない。
4. 工事に従事する者は、豊富な実務経験を有し、熟練した者でなければならない。
5. 工事着工前に工事の施工順序、施工方法及び安全管理、緊急対策等を記入した工事施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
6. 受注者は工事の着工に先立ち、発注者の承諾を受け、工事施工上必要な材料置場及びその他の施設を設けなければならない。これに要する諸手続き及び費用は、全て本工事の範囲とする。
7. 設計図書及び本特記仕様書に明記されていなくても、工事施工上当然必要な事項は発注者の承諾を受け、これを施工しなければならない。
8. 設計図書及び本仕様書に疑義を生じた場合は、発注者の指示に従い、受注者はこれを施工しなければならない。
9. 受注者は完成検査に必要な資料及び証書類等は、発注者の指示する期日までに提出しなければならない。
10. 交通及び保安に関しては、工事着工前警察署及び消防署と協議し、これに充分なる施設をなすべきは勿論であるが、工事区域内の居住者に対しても、工事着工及び時期等を予告し、特に道路法に関する事項を遵守するものとする。なお、工事施工により起こった事故については、一切受注者の責任とする。
11. 工事施工中の事故、その他第三者に損害を与えたときは、臨機応変の措置を講じ、遅滞なく係員に報告し、その指示を受けなければならない。
12. 暴風雨その他非常の際は、受注者は発注者の指示を待たず必要な人員を待機させ、臨機

応変の措置を講じなければならない。

- 1 3. 受注者は現地入場する作業員等の保菌検査結果を発注者に提出し、全項目陰性であることの確認を受けた者以外を現地作業に当たらせてはならない。
- 1 4. 工事は主として昼間施工するが、発注者の要請により夜間工事を施工させることがある。
- 1 5. 作業員とその他受注者の使用人が発注者の指示に従わないとき、あるいは、工事作業に不適と認められたときは、退去、又は、入れ替えを命ずることがある。この場合、受注者は直ちにこれを処理しなければならない。
- 1 6. 受注者は、発注者と機器類の製作並びに施工打合せを行い、関係図書を提出し、発注者の承諾を得た後、製作及び施工するものとする。なお、関係図書は、承諾のうえ1部を受注者へ返却する。
- 1 7. 受注者は、工事施工前・完成後、施工状況、出来形等の工事写真を撮影し、工事の施工過程をわかりやすく工事写真帳にまとめ、工事が完成したときは発注者に提出しなければならない。
- 1 8. 受注者は、工事完成後、発注者の指示により完成図（竣工図を含む完成図書）を作成し、必要部数を提出しなければならない。
- 1 9. 受注者の施工する工事と発注者の別途発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上、密接に関連する場合において必要がある時は、その施工につき発注者は工事調整を行う。この場合、受注者は発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- 2 0. 受注者は施工場所が水道施設内であることから、衛生管理に十分注意を払わなければならない。

第2章 工事施工仕様

第1節 一般事項

本工事は小岩井取水場取水ポンプ等交換について工事を施工するものである。本工事の施工に当たっては関係法規に準拠し、技術上あるいは美観上当然施工すべき事項は監督員の指示の有無にかかわらず電氣的、機械的に完全に、かつ保守点検が容易なように施工するものとする。本工事における関係諸官庁への書類の申請は所定の手続きを踏むものとする。

第2節 撤去品の処分

本工事において、撤去時の発生材、機器類の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則に準拠し、処理を行うものとする。最終処理をおこなった後は本市に対し、産業廃棄物管理表（マニフェスト）を提出するものとする。ただし、再利用可能な撤去品などについては発注者と協議のうえ、指定した場所に保管できるような状態で引き渡すものとする。

また、受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、工事着手前に「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）により作成し、施工計画書に含めて提出すること。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、完成図書に含めて提出すること。

第3章 特記事項

第1節 工事概要

本工事は小岩井取水場取水ポンプ等交換について工事を施工するものである。なお、本工事の作業にあたっては、既設の設備運用状況を十分に調査・熟知の上、施工すること。

第2節 主要機器仕様

本工事の主要機器は、次のとおりとする。

1 取水ポンプ

型	式	：清水用水中渦巻ポンプ（既存ポンプ型式 300BMS G2590）		
台	数	：1台		
口	径	： $\phi 300$ mm		
要	項	：7.2m ³ /min \times 45m \times 1500min ⁻¹ \times 90		
電	動	機：90kw \times 3 ϕ \times 400V \times 50Hz		
付	属	品	：水中ケーブル	15m 分解工具 1台分
材	質	：ケーシング	FC200	又は同等以上
		インペラ	CAC402	又は同等以上
		シャフト	SUS403	又は同等以上

2 電動外ねじ仕切弁

台	数	：2台		
口	径	： $\phi 250$ mm		
面	間	：380mm		
要	項	：耐圧1.72Mpa、弁座漏0.74Mpa、開閉時間約90秒		
電	動	機：0.75kw \times 3 ϕ \times 200V \times 50Hz		
材	質	：弁箱	FCD450	又は同等以上
		弁体	FCD450	又は同等以上
		弁座	CAC406	又は同等以上

3 急閉式逆止弁

台	数	：2台		
口	径	： $\phi 250$ mm		
面	間	：540mm		

要	項	：許容圧力 0.74Mpa、耐圧 1.72Mpa、弁座漏 0.74Mpa		
特	記	：ナイロンライニング(内外面ナイロン 11(白))内面塗装膜厚 0.3mm以上		
材	質	弁箱	FC200	又は同等以上
		弁体	CAC406	又は同等以上
		弁座	CAC406	又は同等以上

第3節 主要材料

主要材料は下記のとおりである。

1 配管材料

面間変更に伴う調整に使用

管	種	SUS配管
口	径	φ250mm

2 配管接合材料

配管を接合時に使用する材料一式

第4節 工事内容

(1) 取水ポンプ、

現地作業内容

- ①取水ポンプ(1台)の撤去
- ②新設取水ポンプ(1台)の設置
- ③動作試験調整の実施

(2) 電動外ねじ仕切弁、逆止弁

現地作業内容

- ①仕切弁、逆止弁(各2台)の撤去
- ②新設仕切弁、逆止弁(各2台)の設置
- ③動作試験調整の実施

(3) 発生材の適正処分

(4) 各種試験の実施

(5) その他関連事項

第5節 工事上の注意

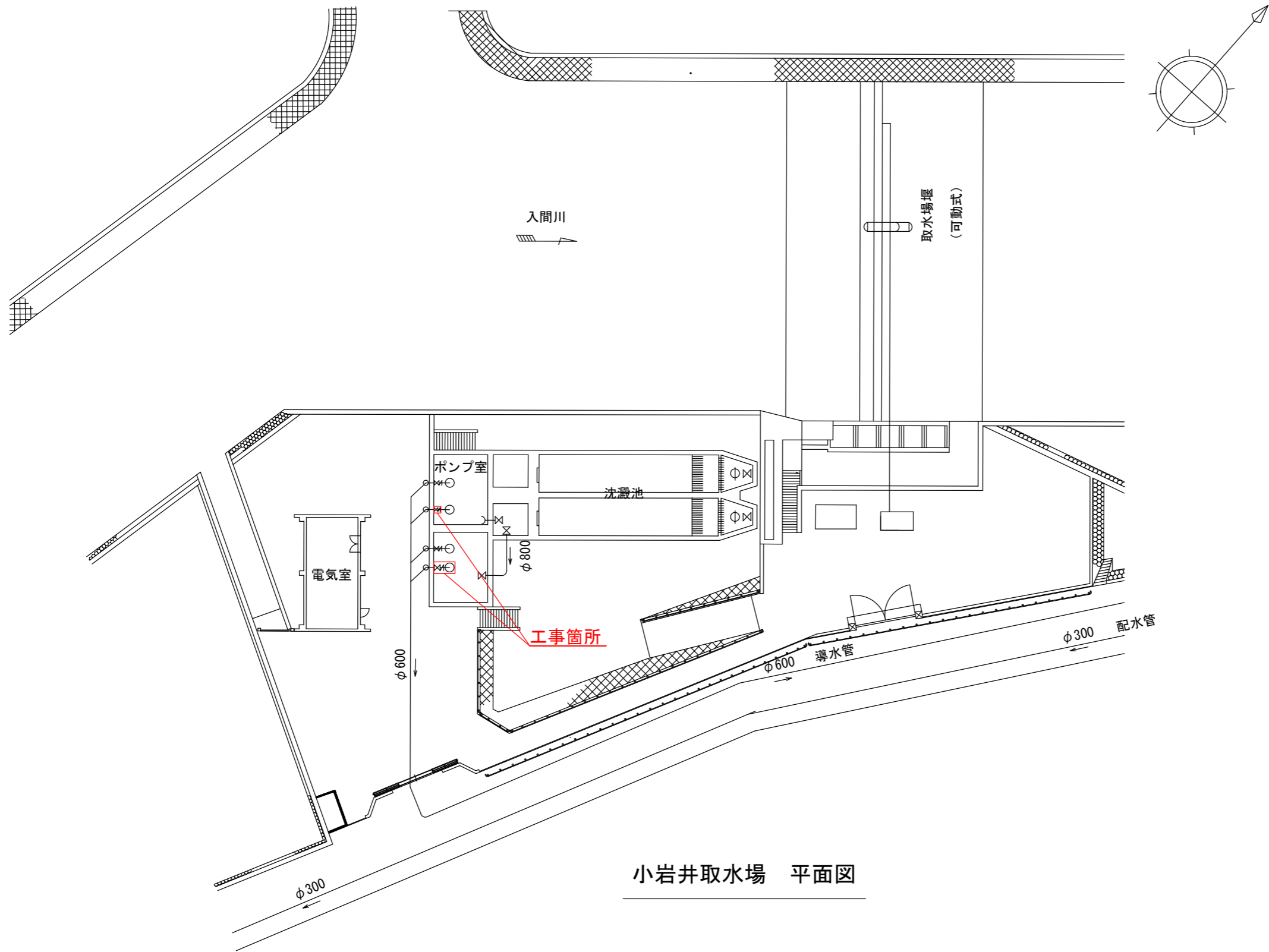
受注者は工事を実施するにあたり、下記の事項に十分注意し実施する。

- (1) 機器の選定については、本書記載の仕様（記載の無いものは既設機器の仕様）と同等若しくはそれ以上の機能を有し、既設設備とのマッチングが図れるものとする。
- (2) 工事施工については、監督員と十分協議のうえ、稼働施設に影響を与えないように、現場を熟知して作業を行うこと。
- (3) 施工後は試験調整を実施し、浄・配水場の運用が正常に稼働できているかの確認を実施し、監督員の承諾を得ること。
- (4) 日本水道協会規格（JWWA）、電気設備基準、JIS等の諸規格、関係法令を遵守すること。
- (5) 現場作業では、開始前、終了後には必ず監督員に作業状況を報告し内容の打合せを実施すること。
- (6) 対象機器の据付・撤去時には細心の注意を払い、既設設備等を破損させないこと。
- (7) 現場で電動工具を使用する場合には、保護装置（漏電ブレーカ等）を使用して稼働施設に影響を与えないこと。場合によっては、発電機を用意すること。
- (8) 機器の据付、調整等は正確に行い、長期の使用に十分耐えられるようにすること。
- (9) 本工事で使用する設備のうち、特許権、実用新案権、意匠権等の登録もしくは出願申請中のものを採用する場合、権利の実施権設計等の手続きはすべて受注者の責任において処理すること。
- (10) 本工事に係る検査及び試験の手続きは、受注者が行い、これらに要する経費は受注者の負担とする。
- (11) その他監督員と十分協議のうえ施工すること。



案内図

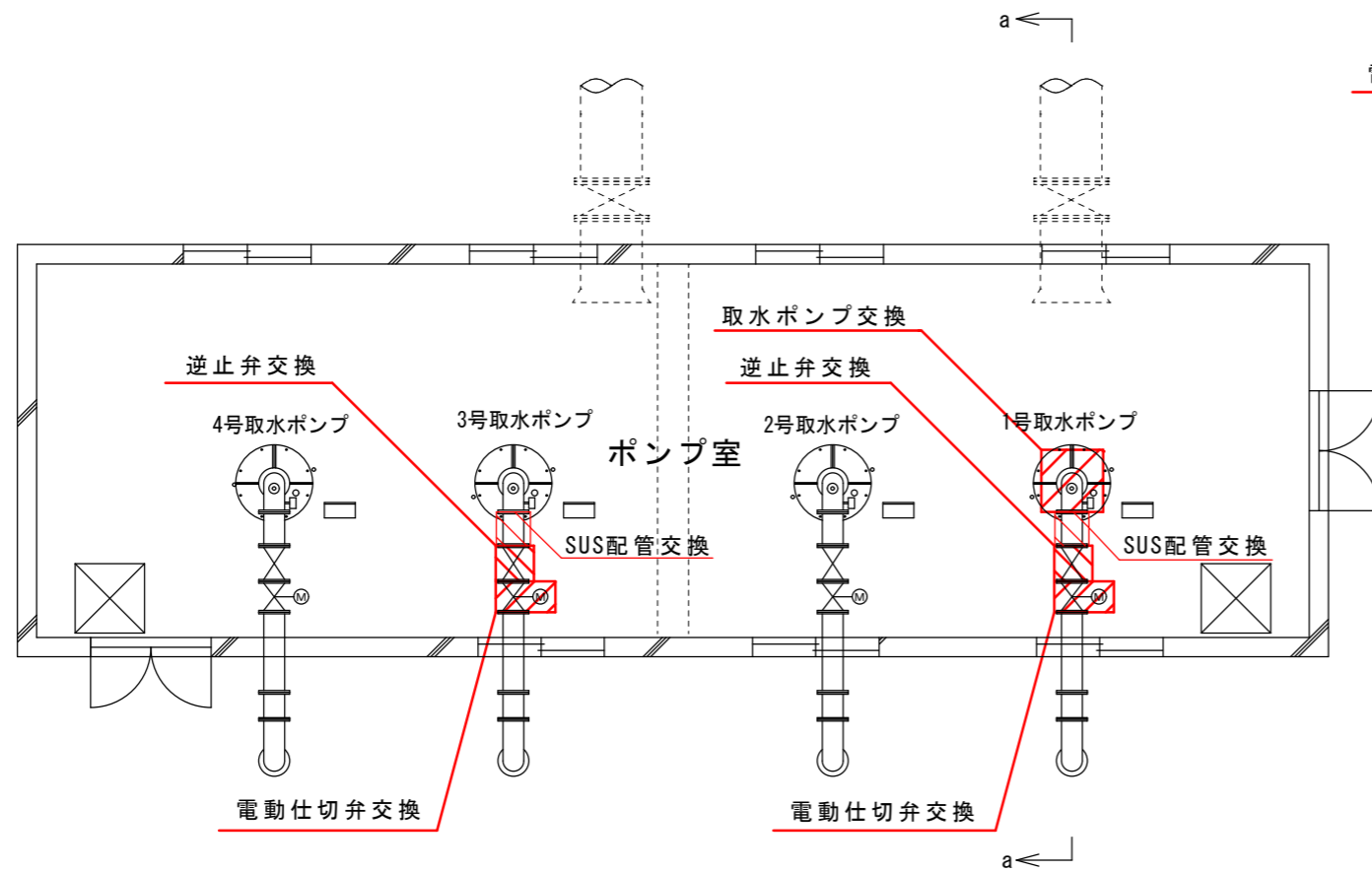
工事名	小岩井取水場取水ポンプ等交換工事			図	1
図名	案内図			番	3
縮尺	NON SCALE	製図年月	令和8年4月		
埼玉県飯能市上下水道部水道工務課					



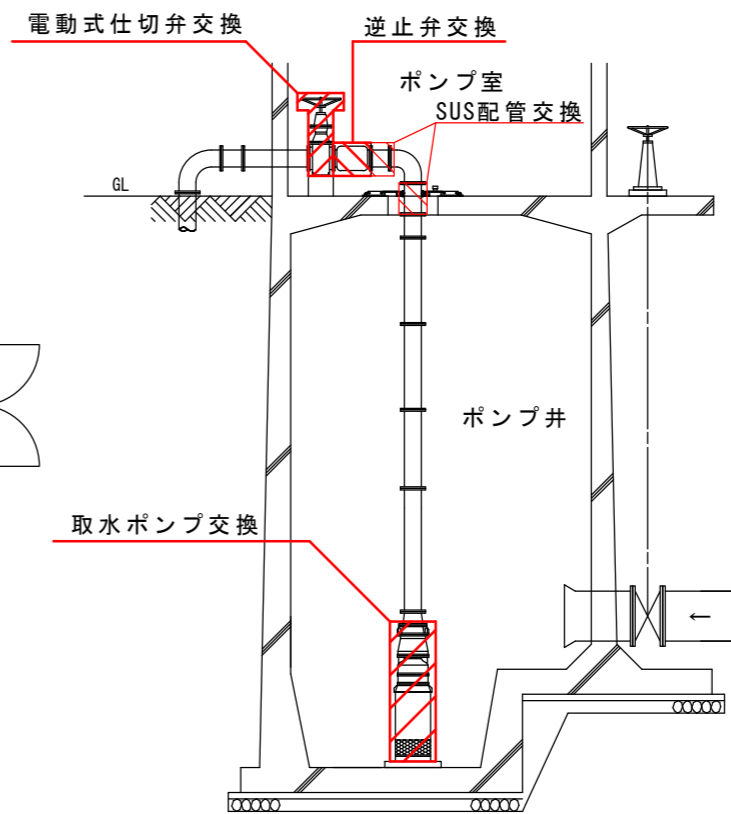
小岩井取水場 平面図

工 事 名	小岩井取水場取水ポンプ等交換工事		
図 名	小岩井取水場 平面図		図 2
縮 尺	NON SCALE	製 図 年 月	令和 8 年 4 月 番 3
埼玉県飯能市上下水道部水道工務課			

ポンプ室平面図



ポンプ室a-a断面図



工事名称	小岩井取水場取水ポンプ等交換工事		
図名	取水ポンプ等配置図		図 3
縮尺	NON SCALE	製図年月	令和8年4月 番 3
埼玉県飯能市上下水道部水道工務課			